

企画競争説明書

業務名称： アフリカ地域 地域密着型小規模灌漑のアフリカ広
域展開に係る情報収集・確認調査

調達管理番号： 20a00897

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」
とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年12月16日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年12月16日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：アフリカ地域 地域密着型小規模灌漑のアフリカ広域展開に係る情報収集・確認調査
- (2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。
 - () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2021年3月 ～ 2022年3月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の30%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後12ヶ月以降) : 契約金額の10%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

担当者：契約第一課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

経済開発部農業・農村開発第二グループ第二チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程

(平成 20 年規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格

要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2020年12月25日（金） 12時
- (2) 提出先：上記「4. 窓口 【選定手続き窓口】」
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。
注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2021年 1月 7日（木）までに当機構ウェブサイト上にて行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2021年 1月15日（金） 12時
- (2) 提出方法：
プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法（2020年10月26日版）」を参照願います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)
- (3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL
- (4) 提出書類：プロポーザル及び見積書
- (5) プロポーザルの無効
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
 - 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
 - 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
 - 3) 虚偽の内容が記載されているとき
 - 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
 - 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
 - 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（その他：戦争特約保険料）

- b) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- c) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- d) その他（以下に記載の経費）

3)

以下の費目については、以下に示す定額を見積書に計上してください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。

- a) 旅費（航空賃） 10,000千円
- b) 旅費（その他旅費） 5,520千円
- c) 一般業務費（以下の「d)資料等作成費 翻訳費（仏文⇒英文）」以外）
: 6,000千円
- d) 一般業務費（資料等作成費）
 - 翻訳費（仏文⇒英文） 1,000千円

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) 現地通貨 = 円
- b) US\$ 1 = 104.156 円
- c) EUR 1 = 124.578 円

5) その他留意事項
なし。

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／灌漑開発行政
 - b) 小規模灌漑開発
 - c) 衛星画像解析

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 16.3 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\text{（当該者の見積価格－最低見積価格）} \div \text{最低見積価格} \times 100 \text{（\%）}$$

最低見積価格との差（%）に応じた価格点

最低価格との差（%）	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。

- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を 2021年 2月 16日(火)までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部(e-propo@jica.go.jp(※アドレス変更))宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：農業・農村開発に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、現地との人の往来は難しいという国もありうると考えますので、その場合の提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- ・ 業務主任者／灌漑開発行政
- ・ 小規模灌漑開発
- ・ 衛星画像解析

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験

地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／灌漑開発行政）】

- a) 類似業務経験の分野：灌漑開発行政にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域
- c) 語学能力：英語
仏語ができることが望ましい。
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 小規模灌漑開発】

- a) 類似業務経験の分野：小規模灌漑開発にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域
- c) 語学能力：英語
仏語ができることが望ましい。

【業務従事者：担当分野 衛星画像解析】

- a) 類似業務経験の分野：衛星画像解析にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：評価せず

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は

省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、*プレゼンテーションを実施しません。*

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任／灌漑開発行政</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	—	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(—)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	4
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>小規模灌漑開発</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：<u>衛星画像解析</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	

第3 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. 調査の背景・経緯

サブサハラ・アフリカ（SSA）における農業生産が低く留まっている理由の一つが灌漑施設の未整備にある。SSAでは、可耕地のうち、灌漑開発がなされているのは、7%程度に満たない（IWMI）。灌漑開発が進まない原因としては、開発資金の不足が挙げられるが、灌漑開発がなされても、その後の不適切な使用や維持管理により、機能しなくなる施設も散見される。

それらの解決の一助とするべく、比較的資金をかけずに灌漑開発が可能な手法として2002年からマラウイで、またその成果を活用して2009年からザンビアにおいて小規模模灌漑開発にかかる技術協力プロジェクト等をJICAは、以下の通り、実施した（ザンビアでは、2023年まで実施中。）。

○マラウイ

2002年12月～2005年5月	開発調査「マラウイ小規模灌漑技術力向上計画調査」
2006年3月～2009年12月	技プロ「小規模灌漑開発技術協力プロジェクト」

○ザンビア

2009年1月～2011年7月	開発調査「小規模農家のための灌漑システム開発計画調査（COBSI調査）」
2013年5月～2016年12月	技プロ「小規模農民のための灌漑開発プロジェクト（T-COBSI）」
2018年1月～2023年1月	技プロ「持続可能な地域密着型灌漑の展開プロジェクト（E-COBSI）」

これらの協力においては、まずは、限られた水資源を少しでも有効に活用するために、乾期の補給的灌漑を目指して、住民参加を前提として、現地のみで入手可能な材料を使用した簡易堰の建設を指導した。この結果、住民は自分たちで簡易堰を建設・維持管理し、水を使うことができる期間が長くなった。ただし、簡易堰は乾期の補給灌漑には有効であるものの、構造が単純であるために雨期になると流されてしまい、住民は、毎年、堰の建設を行う必要がある。次に、セメント等一部の投入を外部から追加することにより、簡易堰をアップグレードした恒久堰の建設を行った。同恒久堰の建設にあたっては、住民は労働力等の提供を行うことにより、オーナーシップを高めるとともに、住民による参加型での簡易堰建設作業の経験により、大凡住民による適切な堰の維持管理がなされている。これらの灌漑施設については、1件1件の規模は非常に小さいものの、少ない投入で実施でき、対象国の灌漑開発に少なからず貢献することが判明した。これらの一連の支援アプローチをザンビアではCOBSIアプローチと呼んでおり、同様のアプ

ローチは広くSSAで活用できるものと考えられる。

なお、JICA緒方貞子平和開発研究所のワーキングペーパー¹によると、マラウイにおける簡易堰灌漑は、【不安定な土地と水の保有状況や農民間の緩い集合行為にも関わらず、①簡易な技術を扱うために技術的に優位、②地場資源を活用するために経済的に優位、③「灌漑」に必要な水・土地などの資源へのアクセス、緩い集合行為での運営であるために制度的に優位という3つの有効な成立条件をほぼ満たしている】ために普及が進んだと分析されている。

2. 調査の目的と範囲

本件調査では、SSAにおいて、広く小規模灌漑開発を行うため、まずは、そのポテンシャルを確認すべく、SSAすべての国の自然条件について衛星画像等を活用し、水資源の賦存状況にかかる調査を実施する。その結果を元に、調査対象国の絞り込みを行い、COBSIアプローチの活用及びCOBSIアプローチを応用した干ばつ時の雨期補給灌漑の可能性を調査する。

また、ザンビアにおいては、現在、技術協力プロジェクト「持続可能な地域密着型灌漑の展開プロジェクト（E-COBSI）」を実施中であるが、同支援を最後に、JICAとしての協力を終了することを想定しており、その後は、先方のみで継続して灌漑開発を展開することが期待されている。これまで、同技術協力プロジェクト等を通じ、先方灌漑技術者に対し、COBSIアプローチの研修と実践を実施してきており、COBSIアプローチを活用した灌漑開発の実施が可能な人材も育てているものの、恒久堰の建設にあたっては資金不足が懸念される。そのような状況の中、外部資金の獲得も期待したいところ、ザンビアで獲得の経験がある「緑の機構基金（GCF）」に焦点を当てて、その基金活用の可能性について検討を行うことを目的とする。

3. 調査実施の留意事項

（1） 調査の進め方

本調査（ザンビアを除く）では、2つのステージに分けて調査を実施する。

まず、調査の第1ステージで、SSAすべての国を対象に衛星画像データやWeb情報を活用し自然条件等を分析し、小規模灌漑開発ポテンシャルが高い国を10か国程度選定する。

上記小規模灌漑開発ポテンシャルが高い国のうち、①将来関連する技術協力を実施する可能性がある点、②COBSIアプローチが適合する点、③地域バランス等の観点から、支援の効果が高い国を、JICAと相談し、5か国に絞り込む。

次に、第2ステージで、衛星画像を活用した5か国の詳細調査を行うとともに、現地調査を行い、灌漑開発の現状、先方政府の実施体制や農民（組織）のキャパシティ等を確認した上で、小規模灌漑開発に係る支援の可能性を確認する。

なお、渡航回数は、ザンビアを含め約10回を想定しています。

現地渡航を予定する国は、ザンビアを含め計6か国を想定していますが、ザンビア以外の渡航国は、後述するように本案件の調査を実施する過程において契約締結

¹ Assessing Effectiveness and Sustainability of Community-managed Informal Irrigation in Africa: A Comparative Institutional Analysis of “Temporary” Irrigation in Malawi (Atsushi Hanatani and Mine Sato)
https://www.jica.go.jp/jica-ri/ja/publication/workingpaper/jrft3q000000vnu-att/JICA-RI_WP_No.34_2011_2.pdf

後に確定します。

(2) 新規案件の提案

訪問した5か国において、乾期の補給灌漑及び干ばつ時の雨期の補給灌漑に貢献する将来的な新規案件（技術協力プロジェクト）の案を検討する。また、併せて、第三国研修や現地国内研修の実施可能性を検討し、提案する。

(3) ザンビアにおける外部資金活用による展開

ザンビアにおいては、現行、E-COBSIを実施中であるが、JICAとしての協力についてはこれで終了とし、今後は、COBSIアプローチを活用した先方政府による展開が期待されている。今後の展開に向けた方針を確認するとともに、それら実現に向けたGCFの活用可能性を検討し、GCFの申請に向けた支援を行う。

4. 調査の内容

以下を目安とし、より効率的・効果的な方法がある場合は提案すること。

(1) 関連資料・情報の収集・分析等

既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

(2) インセプション・レポート（案）の作成

上記の結果及び調査の全体方針を取りまとめたインセプション・レポート（案）を作成する。インセプション・レポートは和文のみとする。インセプション・レポート（案）の内容は以下のとおり。

- ・調査の背景、経緯
- ・調査の目的
- ・調査の方針
- ・調査の内容と方法（作業項目、手法）
- ・作業計画（作業工程フローチャート、日程等）
- ・調査員の作業および作業期間
- ・調査実施体制（現地の体制、国内支援体制）
- ・提出する報告書とその目次案（和文のみ）

(3) インセプション・レポート（案）の説明・協議・最終化

発注者と関係部署に対し、インセプション・レポート（案）の内容を説明し、協議を行う。協議の結果を受けて、インセプション・レポートを最終化し、発注者の承認を得る。

【第1ステージ】

(4) SSAの水資源・灌漑に係る現状

ア) 衛星画像の収集

- ・公開されている無償の様々な衛星画像データを収集する。なお、国をまたぐ広域の解析では、「MODIS」という中解像度の光学衛星が多く利用されている。あらゆる国での日ごとの衛星データを取得できるが、解像度が粗く、小規模河

川や灌漑地を解析・抽出することが困難な場合は、解像度の高い解析済データの収集が必要。

- イ) アルゴリズム検討（条件設定、試行解析等）
 - ウ) 解析の実施
 - ・上記で検討したアルゴリズムを用い、収集したデータを組み合わせて解析を行うこと。
 - エ) 小規模灌漑開発のポテンシャルを有する国の選定
 - ・衛星画像を元に、小規模河川や湖沼等を特定し、小規模灌漑開発ポテンシャルを有する国10か国を選定する。選定にあたっては、JICAと十分に協議すること。
- (5) 上記10か国に対する既存資料調査
- ア) 上記で選定された国の概況（自然条件、社会経済、農業状況）の確認
 - イ) 農業・灌漑セクターに係る国家開発計画・政策等の確認
 - ウ) 農業普及・水管理の実施体制の確認
- (6) 解析結果の共有
- ・解析結果にあたっては、中間報告書としてとりまとめ、JICA関係者に対して説明を行う。

【第2ステージ】

- (7) 現地調査対象5か国の選定
- (ア) 上記既存資料調査をもとにした小規模灌漑開発支援候補国の絞り込み
 - ・上記小規模灌漑開発ポテンシャルが高い国10か国のうち、①将来関連する技術協力を実施する可能性の有無、②COBSIアプローチ適合の有無、③SSA地域バランス等の観点から、支援の効果が高い国を、選定する。
 - ・選定にあたっては、上記(6)の結果を元に、JICAと十分に協議すること。
 - (イ) 詳細衛星画像解析（現地調査対象5か国）
 - ・公開されている無償で提供されているLANDSAT8やSENTINEL2等の衛星データ（光学センサーデータ）を活用し解析を行い、5か国の水資源ポテンシャル等を明らかにする。
- (8) 小規模灌漑開発支援ポテンシャル調査（5か国）
- (ア) 先方政府説明用資料の作成
 - (イ) 実施体制、維持管理体制の再確認
 - (ウ) 候補サイト、農民組織、営農状況等の確認
 - (エ) CARD、SHEP、IFNAへ貢献する将来の案件形成にむけた課題整理、新規案件提案
 - ・当該国における（小規模）灌漑開発の課題を整理する。
 - ・乾期の補給灌漑及び干ばつ時の雨期の補給灌漑に貢献し、かつ、市場志向型農業や栄養改善の活動を含めた技術協力プロジェクトを念頭においた将来の新規案件の提案を行う。
 - (オ) 第三国研修、現地国内研修実施の可能性、枠組みの検討
 - ・現地調査対象国に限らず第三国研修、現地国内研修の実施ニーズ・可能性を検討し、実施に向けた提案を行う。

【ザンビア調査】

(9) GCF 調査

ア) E-COBSI 終了後のCOBSIアプローチの活用計画の確認

・E-COBSI 終了後のCOBSIアプローチを活用した小規模灌漑開発計画・方針を確認する。

イ) GCF 案件の課題・留意事項の確認

・ザンビア政府の責任機関である国家開発計画省やプロジェクト実施中のUNDP やアフリカ開発銀行 (AfDB) と協議を行い、案件形成や実施における課題・留意事項を整理する。

・GCFの実施組織となりうるNGO等の状況を調査する。

ウ) COBSIアプローチを活用した小規模灌漑開発の気候変動対策への貢献の確認

・GCFのコンセプトに合わせるべく、COBSIアプローチを活用した小規模灌漑開発の気候変動対策への貢献を調査・整理する。

エ) GCF を活用した COBSI アプローチの広域展開の可能性及び実施に向けた検討・準備

・COBSIアプローチの広域展開を行うべく、GCFを活用したプロジェクトの実施に向けたFunding Proposalの作成支援を行う。

(10) ドラフトファイナルレポートの説明・協議及びファイナルレポートの最終化

発注者と関係部署に対し、ドラフトファイナルレポート（案）の内容を説明し、協議を行う。協議の結果を受けて、ファイナルレポートを最終化し、発注者の承認を得る。

5. 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(4)及び(5)を成果品とする。最終成果品（ファイナルレポート）の提出期限は、2022年2月下旬を予定している。なお、以下に示す部数は、当機構へ提出する部数であり、先方関係機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- (1) 業務計画書（契約約款第2条及び共通仕様書第6条に基づくもの）
和文3部（簡易製本（ホッチキス止め可））
- (2) インセプション・レポート
和文1部（簡易製本（ホッチキス止め可））
- (3) 中間報告書
和文3部（簡易製本（ホッチキス止め可））及び電子データ
- (4) ドラフトファイナルレポート
電子データ（和文）のみ
- (5) ファイナルレポート
和文8部、仏文3部、英文3部（製本）、CD-R（和文3枚、仏文3枚、英文3枚）

報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。

別紙：報告書目次案

- 第1章 調査の概要
 - 1.1 調査の背景
 - 1.2 調査の目的
 - 1.3 調査の方法
 - 1.4 調査の工程
- 第2章 サブサハラアフリカの水資源の現状
 - 2.1 調査手法
 - 2.2 調査結果
- 第3章 優先 10 か国の水資源の現状
 - 3.1 調査手法
 - 3.2 調査結果
 - 3.2.1 A国
 - 3.2.2 B国
- 第4章 対象 5 か国の現状及び支援の方向性
 - 4.1 A国
 - 4.1.1 小規模灌漑開発の現状
 - 4.1.2 実施機関の現状
 - 4.1.3 農民組織・営農の状況
 - 4.1.4 支援の方向性
 - 4.2 B国
- 第5章 第三国研修・現地国内研修
- 第6章 ザンビアの現状
 - 4.1 COBSI の展開計画
 - 4.2 GCF 調査結果
 - 4.2.1 関連政府機関の現状
 - 4.2.2 関係ドナーの現状
 - 4.2.3 関係 NGO の現状
 - 4.3 GCF 案件の実施可能性
 - 4.4 GCF 案件の提案

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2021年3月上旬より2022年3月上旬まで本業務を実施することを想定する。2021年8月中旬までに中間報告書、2022年1月下旬までにドラフトファイナルレポートを、2022年2月下旬までにファイナルレポートを提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

約 36.0人月（M/M）

（現地 12.0（M/M） 国内 24.0（M/M））

ザンビア調査に係る業務は 3.2人月程度を想定しています。

（2）業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する業務従事者の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な業務従事者の配置をプロポーザルにて提案すること。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。また、コスト効率化のため、現地コンサルタント等ローカル人材の活用で十分に業務目的を達成できる場合は、具体案とともにプロポーザルに提示すること。

- ① 業務主任／灌漑開発行政（2号）
- ② 小規模灌漑開発（3号）
- ③ 衛星画像解析（3号）（対象国経験・語学力評価せず）
- ④ 営農／マーケティング
- ⑤ 環境社会配慮／農村社会／農民組織
- ⑥ 気候変動対策／援助協調
- ⑦ 画像解析補助

なお、渡航回数はこのべ10回を想定しています。うち、ザンビアへの渡航はこのべ2回とします。

3. 対象国の便宜供与

関係機関との面談に係る設定については、必要に応じJICA事務所の支援を受けられるものとする。

4. 配布資料等

(1) 配布資料

「持続可能な地域密着型灌漑開発支援プロジェクト（持続可能な地域密着型灌漑の展開プロジェクト）」詳細計画調査報告書（平成 29 年 6 月）

(2) 公開資料

- マラウイ国 小規模灌漑開発技術協力プロジェクト終了時評価調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000249448.html>
- マラウイ国 小規模灌漑開発技術協力プロジェクト中間評価調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000173629.html>
- マラウイ国 小規模灌漑開発技術力向上計画調査最終報告書 和文要約
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000164839.html>
- マラウイ国 小規模灌漑開発技術力向上計画調査事前調査(S/W 協議)報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000159832.html>
- ザンビア国 小規模農民のための灌漑開発プロジェクト最終報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000032791.html>
- ザンビア国 小規模農民のための灌漑開発プロジェクト(T-COBSI)終了時評価調査報告書[電子資料]
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000042400.html>
- ザンビア国 小規模農民のための灌漑開発プロジェクト中間レビュー調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000024095.html>
- ザンビア国 小規模農民のための灌漑システム開発計画調査最終報告書(要約)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000257808.html>
- ザンビア国 小規模農民のための灌漑システム開発計画調査事前調査(S/W 協議)報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000174146.html>
- JICA-RI Working Paper No.34 Assessing Effectiveness and Sustainability of Community-managed Informal Irrigation in Africa –A Comparative Institutional Analysis of “Temporary” Irrigation in Malawi–
https://www.jica.go.jp/jica-ri/ja/publication/workingpaper/wp_34.html
- 「簡易堰灌漑」はなぜマラウイで受け入れられたか 花谷厚上席研究員
https://www.jica.go.jp/jica-ri/ja/news/topics/why_has_simplified_irrigation_system_been_accepted_in_malawi.html
- JICAWeb サイト 技プロ「ザンビア国持続可能な地域密着型灌漑の展開プロジェクト (E-COBSI) 」
<https://www.jica.go.jp/project/zambia/020/index.html>

5 現地再委託

本業務では現地再委託を想定していないが、現地再委託の活用により効率的な調査実施が可能と考える場合は、理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、経費は本見積とすること。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。安全管理には特に注意を払うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

6 その他留意事項

（１）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（２０１４年１０月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

（２）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意するとともに、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。当地の治安状況については、JICAザンビア事務所、在ザンビア日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。なお、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

以上